

投資信託委託会社会員における議決権行使結果について

社団法人 投資信託協会

投資信託協会の会員である投資信託委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第 10 条及び協会業務規程第 4 条の規定を遵守し、議決権の指図行使を行っている。

また、協会が平成 15 年 3 月に「議決権の指図行使に係る規定を作成するにあたっての留意事項」を制定したことから、委託会社会員は各社、議決権行使に関する基本方針を作成し、ホームページ等で公表するとともに、これに沿って指図行使を行っている。

このように投資信託委託会社会員は、ファンドの受益者の利益を図るために適切かつ積極的に議決権の指図行使を行っており、このことを広く一般に認識してもらうため、協会は投資信託委託会社会員に対して平成 19 年 5、6 月に開催された株主総会における国内株式の議決権行使状況についてアンケート調査を実施し、別紙「議決権行使状況アンケート調査結果」に取りまとめた。

議案毎の行使状況については集計結果の通りだが、その他昨年と同様に、議決権行使を速やかに行うことが可能となるよう招集通知の早期発送や株主総会開催日の分散化を望む声が多く寄せられた。

なお、本アンケートは平成 19 年 6 月現在で国内株式を運用の対象としていない社、不動産投資法人を運用する資産運用会社等を除いた投資信託協会会員を対象として行っている。

(本件に関するお問い合わせ：投資信託協会 企画部 TEL03-5614-8403)